

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第1部 総則

頁	修正後内容	旧内容	理由等
4～ 9	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>6 市民</p> <p>市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守るという災害の基本原則に立って、「<u>最低3日間、推奨1週間</u>」分の<u>食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</u>に努めるとともに、防災訓練その他の災害予防にかかる諸活動を推進し、災害時における被害情報の市への報告、被害調査に対する協力、応急対策の実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(1) <u>西日本旅客鉄道(株) (京滋支社)</u>、東海旅客鉄道(株) (東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部、関西支社)</p> <p>ア 鉄道施設の整備と防災管理</p> <p>イ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力</p> <p>ウ 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力</p> <p>エ 被災鉄道施設の復旧</p> <p>(2) 西日本電信電話(株) (滋賀支店) (以下「NTT西日本」という)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u></p>	<p>第2章 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱</p> <p>第1節 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>6 市民</p> <p>市民は、自らの生命、身体および財産を災害から守るという災害の基本原則に立って、「<u>食料、飲料水その他の生活必需物資の3日分の備蓄に努めるとともに</u>」、防災訓練その他の災害予防にかかる諸活動を推進し、災害時における被害情報の市への報告、被害調査に対する協力、応急対策の実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>7 指定公共機関</p> <p>(1) <u>西日本旅客鉄道(株) (京都支社)</u>、東海旅客鉄道(株) (東海鉄道事業本部、新幹線鉄道事業本部、関西支社)</p> <p>ア 鉄道施設の整備と防災管理</p> <p>イ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送の協力</p> <p>ウ 災害時における県、市町の鉄道通信施設の利用に関する協力</p> <p>エ 被災鉄道施設の復旧</p> <p>(2) 西日本電信電話(株) (滋賀支店) (以下「NTT西日本」という)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、ソフトバンク(株)</p>	<p>市民の備蓄については、防災基本計画においても最低3日間、推奨1週間とされているため。</p> <p>【JR西日本】組織改編による修正</p> <p>令和4年2月1日付けで同社が</p>

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第1部 総則

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 ウ 被災施設の復旧 (略)	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害非常通信の確保および気象予警報の伝達 ウ 被災施設の復旧 (略)	「指定公共機関」に指定されたため

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第2部 市の概況と防災対策の推進方向

頁	修正後内容	旧内容	理由等
20	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第7節 消防水利施設と消防団現状</p> <p>消防水利についてみると、<u>令和5年</u>4月1日現在、防火水槽は<u>609</u>基、消火栓は<u>2,514</u>基整備されている。</p> <p>(<u>R5年</u>消防年報（湖南広域消防局発行）による)</p> <p>市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和5年</u>4月1日現在の充足率は<u>83%(228人)</u>であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 草津市の社会的条件</p> <p>第7節 消防水利施設と消防団現状</p> <p>消防水利についてみると、<u>令和4年</u>4月1日現在、防火水槽は<u>604</u>基、消火栓は<u>2,495</u>基整備されている。</p> <p>(<u>R4年</u>消防年報（湖南広域消防局発行）による)</p> <p>市の消防団は1団(9分団、条例定員数274人)であり、<u>令和4年</u>4月1日現在の充足率は<u>85%(232人)</u>であり、就業形態別団員の構成は被用者が大半を占めている。</p> <p>(略)</p>	<p>時点修正</p>

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
32	<p>第1章 防災知識普及計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>〔総務部総括班、各部各班〕</p> <p>第1 計画方針</p> <p>災害から住民の生命、身体、財産を守るため、職員をはじめ住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、防災の基本となる「自らの身の安全は自らが守る」という理念と、地域住民が互いに助け合うという意識をもって行動することが大切である。従って、市をはじめとする防災関係機関は、日頃から防災知識の普及に努め、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>また、市内の企業は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地震災害に対する防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入等防災活動の推進に努めるものとし、市は企業と協力して防災力の向上を図る。</p> <p><u>また、市は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p>第2 事業計画</p> <p>1 普及すべき防災知識</p>	<p>第1章 防災知識普及計画</p> <p>第1節 防災知識普及計画</p> <p>〔総務部総括班、各部各班〕</p> <p>第1 計画方針</p> <p>災害から住民の生命、身体、財産を守るため、職員をはじめ住民一人ひとりが日頃から災害について認識を深め、防災の基本となる「自らの身の安全は自らが守る」という理念と、地域住民が互いに助け合うという意識をもって行動することが大切である。従って、市をはじめとする防災関係機関は、日頃から防災知識の普及に努め、住民の防災意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>また、市内の企業は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地震災害に対する防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入等防災活動の推進に努めるものとし、市は企業と協力して防災力の向上を図る。</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>第2 事業計画</p> <p>1 普及すべき防災知識</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>(10) 言い伝えや教訓の伝承</p> <p>市は、大規模災害に関する調査分析結果や映像、<u>石碑やモニタリング</u>を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援する。</p>	<p>(10) 言い伝えや教訓の伝承</p> <p>市は、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、市民が災害の教訓を伝承する取組を支援する。</p>	
53	<p>第2節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) ポンプ施設</p> <p>ポンプ周りの配管については、耐震性を考慮した配管とし、緊急時に対応できる最小限の発電機対応の配線設備を制御盤に組み込む。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第2節 下水道施設災害予防計画</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業計画</p> <p>(略)</p> <p>(2) ポンプ施設</p> <p>ポンプ周りの配管については、耐震性を考慮した配管とし、緊急時に対応できる最小限の発電機対応の配線設備を制御盤に組み込む。</p> <p><u>なお、農業集落排水施設についても、下水道施設に準じて取り扱う。</u></p>	農業集落排水施設を廃止したため。(上下水道班)

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
59	<p>第12章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画 第3 事業計画 4 要支援者の避難体制の整備 (略) (2) <u>避難行動要支援者対象者名簿</u>の整備 市は、平常時より自治会もしくは地区ごとに要支援者を指定し、<u>避難行動要支援者対象者名簿(以下「要支援者リスト」という。)</u>を作成するものとする。また、<u>要支援者リスト</u>については、地域における要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ<u>避難行動要支援者登録者名簿(以下「要支援者登録リスト」という。)</u>を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、県より提供を受けるものとする。</p> <p>(3) 要支援者個別避難計画の作成</p>	<p>第12章 避難行動要支援者(災害時要援護者)安全確保計画 第3 事業計画 4 要支援者の避難体制の整備 (略) (2) <u>要支援者名簿</u>の整備 市は、平常時より自治会もしくは地区ごとに要支援者を指定し、<u>要支援者名簿</u>を作成するものとする。<u>(個人情報保護との関係で要支援者の理解が必要であり、福祉部局が要支援者の理解、民生委員の協力を得るなどして作成する。)</u> また、<u>要支援者名簿</u>については、地域における要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ<u>要支援者名簿</u>を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市は、県が独自に保有する要配慮者の情報について、県より提供を受けるものとする。</p> <p>(3) 要支援者個別避難計画の作成</p>	<p>避難行動要支援者対象者名簿は、市が把握している情報に基づき作成するため。</p> <p>避難支援等に携わる関係者へ情報提供することと同意した、要支援者の名簿が、避難行動要支援者名簿であるため。</p>

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第3部 災害予防計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>市は、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・<u>児童委員</u>、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、<u>要支援者リスト</u>情報に係る要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>市は、防災担当部局や福祉担当部局、保健・医療担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、<u>要支援者名簿</u>情報に係る要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等																
65 ～ 66	<p>第1章 防災組織整備計画 [総務部総括班、各部各班]</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>(1) <u>警戒準備体制</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる<u>体制</u>とする。</td> <td> <u>次の注意報または警報の1以上が近江南部に発表されたとき。</u> <u>(1) 大雨注意報</u> <u>(2) 洪水注意報</u> <u>(3) 大雪警報</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>警戒1号体制</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害関係部課の職員で情報連絡活動が行いうる<u>体制</u>とする。</td> <td> <u>次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ、市長が必要と認めるとき。</u> <u>台風等により、事前に被害が予測され、かつ、市長が必要と認めるとき。</u> <u>(1) 大雨警報</u> <u>(2) 洪水警報</u> </td> </tr> </tbody> </table>	配備内容	配備時期	災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる <u>体制</u> とする。	<u>次の注意報または警報の1以上が近江南部に発表されたとき。</u> <u>(1) 大雨注意報</u> <u>(2) 洪水注意報</u> <u>(3) 大雪警報</u>	配備内容	配備時期	災害関係部課の職員で情報連絡活動が行いうる <u>体制</u> とする。	<u>次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ、市長が必要と認めるとき。</u> <u>台風等により、事前に被害が予測され、かつ、市長が必要と認めるとき。</u> <u>(1) 大雨警報</u> <u>(2) 洪水警報</u>	<p>第1章 防災組織整備計画 [総務部総括班、各部各班]</p> <p>第1節 組織計画</p> <p>(1) <u>警戒1号体制</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる<u>態勢</u>とする。</td> <td> <u>次の注意報、警報の1以上が近江南部に発表、または事前に被害が予測されるときに、市長が必要と認めるとき。</u> <u>(1) 大雨注意報</u> <u>(2) 洪水注意報</u> <u>(3) 大雪警報、暴風雪警報</u> <u>(4) 強風注意報</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) <u>警戒2号体制</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備内容</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害関係部課の職員で情報連絡活動が行いうる<u>態勢</u>とする。</td> <td> <u>次の警報の1以上が近江南部に発表され、市長が必要と認めるとき。</u> <u>(1) 暴風警報</u> <u>(2) 大雨警報</u> <u>(3) 洪水警報</u> <u>(4) 地面現象警報</u> </td> </tr> </tbody> </table>	配備内容	配備時期	災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる <u>態勢</u> とする。	<u>次の注意報、警報の1以上が近江南部に発表、または事前に被害が予測されるときに、市長が必要と認めるとき。</u> <u>(1) 大雨注意報</u> <u>(2) 洪水注意報</u> <u>(3) 大雪警報、暴風雪警報</u> <u>(4) 強風注意報</u>	配備内容	配備時期	災害関係部課の職員で情報連絡活動が行いうる <u>態勢</u> とする。	<u>次の警報の1以上が近江南部に発表され、市長が必要と認めるとき。</u> <u>(1) 暴風警報</u> <u>(2) 大雨警報</u> <u>(3) 洪水警報</u> <u>(4) 地面現象警報</u>	<p>台風第7号における対応にかかる見直し 滋賀県の体制を参考とし、詳細に警戒体制を区分することにより円滑な災害対応を図る。</p>
配備内容	配備時期																		
災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる <u>体制</u> とする。	<u>次の注意報または警報の1以上が近江南部に発表されたとき。</u> <u>(1) 大雨注意報</u> <u>(2) 洪水注意報</u> <u>(3) 大雪警報</u>																		
配備内容	配備時期																		
災害関係部課の職員で情報連絡活動が行いうる <u>体制</u> とする。	<u>次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ、市長が必要と認めるとき。</u> <u>台風等により、事前に被害が予測され、かつ、市長が必要と認めるとき。</u> <u>(1) 大雨警報</u> <u>(2) 洪水警報</u>																		
配備内容	配備時期																		
災害関係課等の職員で情報連絡活動が円滑に行いうる <u>態勢</u> とする。	<u>次の注意報、警報の1以上が近江南部に発表、または事前に被害が予測されるときに、市長が必要と認めるとき。</u> <u>(1) 大雨注意報</u> <u>(2) 洪水注意報</u> <u>(3) 大雪警報、暴風雪警報</u> <u>(4) 強風注意報</u>																		
配備内容	配備時期																		
災害関係部課の職員で情報連絡活動が行いうる <u>態勢</u> とする。	<u>次の警報の1以上が近江南部に発表され、市長が必要と認めるとき。</u> <u>(1) 暴風警報</u> <u>(2) 大雨警報</u> <u>(3) 洪水警報</u> <u>(4) 地面現象警報</u>																		

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等														
	<table border="1" data-bbox="313 271 1048 414"> <tr> <td data-bbox="313 271 600 414"></td> <td data-bbox="604 271 1048 414"> <u>(3) 暴風警報</u> <u>(4) 暴風雪警報</u> <u>(5) 大雪警報</u> </td> </tr> </table> <p data-bbox="291 422 537 454">(3) 警戒 2号体制</p> <table border="1" data-bbox="302 462 1048 901"> <thead> <tr> <th data-bbox="302 462 600 510">配備内容</th> <th data-bbox="604 462 1048 510">配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 518 600 901"> 配備を強化し、<u>災害警戒本部</u>の配置の場合に備えるものとする。 </td> <td data-bbox="604 518 1048 901"> 次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ災害の発生が<u>特に</u>予想されるとき。 <u>(1) 大雨警報</u> <u>(2) 洪水警報</u> <u>(3) 暴風警報</u> <u>(4) 暴風雪警報</u> <u>(5) 大雪警報</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="291 909 616 941">(4) <u>草津市災害警戒本部</u></p> <table border="1" data-bbox="302 949 1048 1197"> <thead> <tr> <th data-bbox="302 949 600 997">配備内容</th> <th data-bbox="604 949 1048 997">配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="302 1005 600 1197"> 配備を強化し、<u>災害対策本部</u>の配置の場合に備えるものとする。 </td> <td data-bbox="604 1005 1048 1197"> <u>事態が切迫し、危険性が大きく、警戒体制では、処理しかねると認められる場合。</u> </td> </tr> </tbody> </table>		<u>(3) 暴風警報</u> <u>(4) 暴風雪警報</u> <u>(5) 大雪警報</u>	配備内容	配備時期	配備を強化し、 <u>災害警戒本部</u> の配置の場合に備えるものとする。	次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ災害の発生が <u>特に</u> 予想されるとき。 <u>(1) 大雨警報</u> <u>(2) 洪水警報</u> <u>(3) 暴風警報</u> <u>(4) 暴風雪警報</u> <u>(5) 大雪警報</u>	配備内容	配備時期	配備を強化し、 <u>災害対策本部</u> の配置の場合に備えるものとする。	<u>事態が切迫し、危険性が大きく、警戒体制では、処理しかねると認められる場合。</u>	<p data-bbox="1164 422 1489 454">(3) <u>草津市災害警戒本部</u></p> <table border="1" data-bbox="1176 462 1915 901"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 462 1467 510">配備内容</th> <th data-bbox="1471 462 1915 510">配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 518 1467 901"> 配備を強化し、<u>災害対策本部</u>の配置の場合に備えるものとする。 </td> <td data-bbox="1471 518 1915 901"> 次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ災害の発生が予想されるとき。 <u>(1) 大雨警報</u> <u>(2) 暴風警報</u> <u>(3) 洪水警報</u> <u>(4) 大雪警報、暴風雪警報</u> <u>(5) 地面現象警報</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1164 909 1265 941"><u>(追記)</u></p>	配備内容	配備時期	配備を強化し、 <u>災害対策本部</u> の配置の場合に備えるものとする。	次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ災害の発生が予想されるとき。 <u>(1) 大雨警報</u> <u>(2) 暴風警報</u> <u>(3) 洪水警報</u> <u>(4) 大雪警報、暴風雪警報</u> <u>(5) 地面現象警報</u>	
	<u>(3) 暴風警報</u> <u>(4) 暴風雪警報</u> <u>(5) 大雪警報</u>																
配備内容	配備時期																
配備を強化し、 <u>災害警戒本部</u> の配置の場合に備えるものとする。	次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ災害の発生が <u>特に</u> 予想されるとき。 <u>(1) 大雨警報</u> <u>(2) 洪水警報</u> <u>(3) 暴風警報</u> <u>(4) 暴風雪警報</u> <u>(5) 大雪警報</u>																
配備内容	配備時期																
配備を強化し、 <u>災害対策本部</u> の配置の場合に備えるものとする。	<u>事態が切迫し、危険性が大きく、警戒体制では、処理しかねると認められる場合。</u>																
配備内容	配備時期																
配備を強化し、 <u>災害対策本部</u> の配置の場合に備えるものとする。	次の警報の1以上が近江南部に発表され、かつ災害の発生が予想されるとき。 <u>(1) 大雨警報</u> <u>(2) 暴風警報</u> <u>(3) 洪水警報</u> <u>(4) 大雪警報、暴風雪警報</u> <u>(5) 地面現象警報</u>																

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
69 ～ 72	<p>第1章 防災組織整備計画 [総務部総括班、各部各班]</p> <p>第2節 動員計画 (略)</p> <p>第2 草津市の動員</p> <p>1 災害警戒体制</p> <p>(1) <u>警戒1号、警戒2号および</u>災害警戒本部を設置するに至らない場合は、平常の勤務体制で対処し、勤務時間外においては、おおむね「草津市職員警戒体制時動員計画」により配備する。 なお、出先機関の職員については、各部長が伝達する指示・命令に従うものとする。</p> <p>(2) <u>警戒1号、警戒2号および</u>災害警戒本部を設置した場合は、情報収集等災害対策に関する連絡調整に万全を期し、状況により、必要な応急対策が実施できるよう配備する。配備人員基準はおおむね「草津市職員警戒体制時動員計画」のとおりとする。<u>ただし、避難所の従事者については、「風水害時等における避難所動員方針」に基づき、平常の勤務体制において水防体制に動員される所属を除き、各部から動員を行い、避難所での従事期間は、避難対策部が伝達する指示・命令に従うものとする。</u></p> <p>(3) 動員方法（動員の連絡系統） 職員の動員は、本部長の配備決定に基づき次の系統で伝達するものとする。</p>	<p>第1章 防災組織整備計画 [総務部総括班、各部各班]</p> <p>第2節 動員計画 (略)</p> <p>第2 草津市の動員</p> <p>1 災害警戒体制</p> <p>(1) 災害警戒本部を設置するに至らない場合は、平常の勤務体制で対処し、勤務時間外においては、おおむね「草津市職員警戒体制時動員計画」により配備する。 なお、出先機関の職員については、各部長が伝達する指示・命令に従うものとする。</p> <p>(2) 災害警戒本部を設置した場合は、情報収集等災害対策に関する連絡調整に万全を期し、状況により、必要な応急対策が実施できるよう配備する。配備人員基準はおおむね「草津市職員警戒体制時動員計画」のとおりとする。 <u>(追記)</u></p> <p>(3) 動員方法（動員の連絡系統） 職員の動員は、本部長の配備決定に基づき次の系統で伝達するものとする。</p>	<p>台風第7号における対応にかかる見直し 滋賀県の体制を参考とし、詳細に警戒体制を区分することにより円滑な災害対応を図る。</p>

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

資料編 Ⅲ-3：草津市職員警戒体制時動員計画
資料編 Ⅲ-4：風水害時等における避難所動員方針

(略)
第3節 水防計画
第1 (略)
(1) 配備の基準

配備の種類	配備時期		
	時間雨量	積算雨量	その他
レベル2体制	予測・実測 20mm/h以上	予測・実測 30mm/3h	周辺雨量地点で10分間で10mm以上の降雨を観測し、雨雲が草津市内に影響あり そのような時は、水防体制指標に限らずレベルを発令する場合がある。
レベル2.5体制	リスクスケールとしてはレベル3であるが、レベル3体制をとる必要のない場合、または、リスクスケール2であるが、現場対応が多い場合。		

資料編 Ⅲ-3：草津市職員警戒体制時動員計画

(略)
第3節 水防計画
第1 (略)
(1) 配備の基準

配備の種類	市の体制	配備内容	配備時期
第1配備体制	水防体制	情報の収集および連絡活動が円滑に行いうる体制	気象予警報が発令され市長が必要と認めるとき。
第2配備体制	警戒本部	水防活動の必要事態発生とともに、直ちに水防活動が遂行できる体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき。
第3配備体制	災害対策本部	完全な水防体制	事態が緊迫し、危険性が大で第2配備体制では対処しかねるとき。

現状の配備基準に併せるため。(河川班)

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容				旧内容	理由等
	<u>レベル3体制</u>	<u>予測・実測 30mm/h以上</u>	<u>予測・実測 50mm/3h</u>			
	<u>レベル4体制</u>	<u>予測 50mm/h 以 上実測 40mm/h 以上</u>	<u>予測・実測 70mm/3h150mm/2 4h</u>	<u>西矢倉（草津 川）水位氾濫 注意水位超過 (310cm)</u>		
	<u>レベル5体制</u>			<u>西矢倉（草津 川）水位避難 判断水位超過 (340cm)</u>		
	資料編 III-4：水防体制動員基準 資料編 III-5：水防組織					
78	第2章 気象予警報伝達計画 [総務部情報収集班、建設部河川課] 第1節 計画方針 (略) 第2 計画内容 (7) 洪水予報 イ野洲川洪水予報				第2章 気象予警報伝達計画 [総務部情報収集班、建設部河川課] 第1節 計画方針 (略) 第2 計画内容 (7) 洪水予報 イ野洲川洪水予報	県計画と整合を図るための修正

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>氾濫危険情報 【警戒レベル4相当 情報（洪水）】</p> <p><u>急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき。</u></p>	<p>氾濫危険情報 【警戒レベル4相当 情報（洪水）】</p> <p><u>氾濫危険水位に到達したとき</u></p>	
87	<p>第3章 災害情報通信・伝達計画 第3節 安否情報の提供 [総務部総括班、広報渉外班、避難対策部避難所班、捜索班] (1) 基本方針（略） (2) 安否不明者・死者等の氏名等公表 <u>市は、災害時における要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> 市は、災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、県が定めた氏名等の公表方針に準じて公表するよう努めるものとする。 なお、この方針については、国および県からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行うものとする。 資料編 VIII-10：「災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかるとする県の方針」</p>	<p>第3章 災害情報通信・伝達計画 第3節 安否情報の提供 [総務部総括班、広報渉外班、避難対策部避難所班、捜索班] (1) 基本方針（略） (2) 安否不明者・死者等の氏名等公表 <u>(追記)</u> 市は、災害時における安否不明者・死者等の氏名等公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避に繋がる可能性があることから、県が定めた氏名等の公表方針に準じて公表するよう努めるものとする。 なお、この方針については、国および県からの指針等が示された場合や運用を行う中で、適宜、見直しを行うものとする。 資料編 VIII-10：「災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかるとする県の方針」</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
93	<p>第5章 災害救助保護計画</p> <p>第1節 災害救助法の適用計画</p> <p>〔総務部調査班、救援部救護班〕</p> <p>(略)</p> <p>第2 計画内容</p> <p>1 適用基準</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害の発生するおそれがある場合</p> <p>災害が発生するおそれがある<u>段階</u>において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、本市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</p> <p>2 被害の認定基準</p> <p>(1) 住家の滅失等の認定</p> <p>「災害の被害認定基準」による。</p> <p><u>資料編 VIII-3：災害の被害認定基準</u></p>	<p>第5章 災害救助保護計画</p> <p>第1節 災害救助法の適用計画</p> <p>〔総務部調査班、救援部救護班〕</p> <p>(略)</p> <p>第2 計画内容</p> <p>1 適用基準</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害の発生するおそれがある場合</p> <p>災害が発生するおそれがある<u>場合</u>において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、滋賀県内がその所管区域に含まれ、本市において当該災害により被害を受けるおそれがあること。</p> <p>2 被害の認定基準</p> <p>(1) 住家の滅失等の認定</p> <p>「災害の被害認定基準」による。</p> <p><u>資料編 VIII-3：災害の被害認定基準</u></p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
98	<p>第5章 災害救助保護計画 第2節 避難救出計画 第2 計画内容 2 避難行動要支援者(災害時要援護者)等の避難 (略) <u>(削除)</u></p>	<p>第5章 災害救助保護計画 第2節 避難救出計画 第2 計画内容 2 避難行動要支援者(災害時要援護者)等の避難 (略) <u>(2) 避難行動要支援者(災害時要援護者)と避難支援者の確保</u> <u>市は、平常時より自治会もしくは地区ごとに要支援者と支援者を指定し、災害時にどの要支援者をどの支援者が担当するかについても併せて明確にした要支援者名簿を作成するものとする。(個人情報保護との関係で要支援者の理解が必要であり、福祉部局が要支援者の理解、民生委員の協力を得るなどして作成する。)</u></p>	<p>市による支援者の指定は行っておらず、支援担当者を記載した名簿の作成は行っていないため(救護班)</p>
106	<p>第5章 災害救助保護計画 第2節 避難救出計画 [総務部総括班、支援要請班、避難対策部避難所班 ・学校対策班、建設部河川班、消防部消防班] (略) 第2 計画内容 5 避難所の開設 (略) (2) 福祉避難所の指定等 市は、一般の避難所生活が困難である<u>高齢者、障害者、医療的ケアを必要とする者等の</u>要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイ</p>	<p>第5章 災害救助保護計画 第2節 避難救出計画 [総務部総括班、支援要請班、避難対策部避難所班 ・学校対策班、建設部河川班、消防部消防班] (略) 第2 計画内容 5 避難所の開設 (略) (2) 福祉避難所の指定等 市は、一般の避難所生活が困難である要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所については、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」および「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」を参考に、必要に応じて、</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>ドライン」を参考に、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p>	<p>福祉避難所として指定避難所を指定するように努める。 <u>(追記)</u></p>	
124	<p>第5章 災害救助保護計画 第5節 給水計画 第2 計画内容 2 給水の活動 (1) 上下水道部の設置 <u>(削除)</u></p>	<p>第5章 災害救助保護計画 第5節 給水計画 第2 計画内容 2 給水の活動 (1) 上下水道部の設置 <u>資料編 III-6：上下水道部の組織および事務分掌</u></p>	<p>資料編の該当箇所は、以前に削除済みのため。(上下水道総務班)</p>
127 ～ 129	<p>第5章 災害救助保護計画 (略) 第7節 住宅応急対策計画 第1 計画方針 災害が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める。 また、災害によって住宅が倒壊、焼失、破損等のために居住することができなくなり、自己資力では修復または再建が不可能な被災者を対象として、応急仮設住宅の供給や被災住宅の応急修理、<u>被災した住宅の障害物の除去</u>を行うことにより居住の安定を図る。 (略) 第3 計画内容 (略)</p>	<p>第5章 災害救助保護計画 (略) 第7節 住宅応急対策計画 第1 計画方針 災害が発生した場合、家屋や宅地の被災状況調査を迅速に実施し、二次災害の防止に努める。 また、災害によって住宅が倒壊、焼失、破損等のために居住することができなくなり、自己資力では修復または再建が不可能な被災者を対象として、応急仮設住宅の供給や被災住宅の応急修理を行うことにより居住の安定を図る。 (略) 第3 計画内容 (略)</p>	<p>県計画と整合を図るための修正</p>

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p>2. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置、<u>住宅の応急修理および被災した住宅の障害物の除去</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p><u>ア 対象者</u></p> <p><u>災害のため住家が半壊、半焼もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。</u></p> <p><u>イ 応急修理</u></p> <p><u>市本部は、被災した住宅の居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、応急修理を実施し、居住の安定を図る。</u></p> <p><u>ウ 費用の限度、期間等</u></p> <p><u>費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成25年10月1日付内閣府告示第228号)第7条による。</u></p> <p>(3) <u>被災した住宅の障害物の除去</u></p> <p><u>ア 対象</u></p> <p><u>災害により居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所または玄関に土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下、この号において「障害物」という。)が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者。</u></p>	<p>2. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置<u>および</u>住宅の応急修理</p> <p>(略)</p> <p>(2) 住宅の応急修理</p> <p><u>ア 対象</u></p> <p><u>住家が半壊または半焼し、当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p> <p><u>イ 修理戸数</u></p> <p><u>住家が半壊または半焼した戸数の3割の範囲内</u></p> <p><u>ウ 修理内容、費用限度および期間</u></p> <p><u>本編第1章「災害救助法の適用計画」の定めるところによる。</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
	<p><u>イ 障害物の除去</u> 市本部は、被災した住宅の居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分または玄関について障害物の除去を実施し、居住の安定を図る。</p> <p><u>ウ 費用の限度、期間等</u> 費用の限度、期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法および期間ならびに実費弁償の基準」(平成 25 年 10 月 1 日付内閣府告示第 228 号) 第 12 条による。</p>		
166	<p>第 16 章 自衛隊災害派遣要請計画 (略)</p> <p>第 2 計画内容 (略)</p> <p>2 災害派遣要請の依頼 (3)市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、文書または電話等で行う。ただし、緊急を要し文書で要請するいとまがない場合は、電話等で防災危機管理局に依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。 また、通信途絶等により市長が知事へ要求ができない場合は、その旨および災害の状況を<u>第 3 偵察戦闘大隊長</u>に直接通知することができる。 通知を受けた<u>第 3 偵察戦闘大隊長</u>は、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、直接自衛隊等を派遣することができる。 知事は陸上自衛隊今津駐屯地司令である<u>第 3 偵察戦闘大隊長</u>を</p>	<p>第 16 章 自衛隊災害派遣要請計画 (略)</p> <p>第 2 計画内容 (略)</p> <p>2 災害派遣要請の依頼 (3)市長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、文書または電話等で行う。ただし、緊急を要し文書で要請するいとまがない場合は、電話等で防災危機管理局に依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。 また、通信途絶等により市長が知事へ要求ができない場合は、その旨および災害の状況を<u>第 3 戦車大隊長</u>に直接通知することができる。 通知を受けた<u>第 3 戦車大隊長</u>は、特に緊急を要し知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、直接自衛隊等を派遣することができる。 知事は陸上自衛隊今津駐屯地司令である<u>第 3 戦車大隊長</u>を優</p>	組織改編によるもの。

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等																
	<p>優先として、次により要請する。)</p> <table border="1" data-bbox="241 316 1048 611"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 316 409 347">優先順</th> <th data-bbox="409 316 1048 347">要 請 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 347 409 451">1</td> <td data-bbox="409 347 1048 451">今津駐屯地司令である第3偵察戦闘大隊長(以下「第3偵察戦闘大隊長(今津駐屯地司令)」という。)(窓口：第3係)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 451 409 531">2</td> <td data-bbox="409 451 1048 531">陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 531 409 611">3</td> <td data-bbox="409 531 1048 611">大津駐屯地司令である方面混成団長(以下「方面混成団長(大津駐屯地司令)」という。)(窓口：訓練科)</td> </tr> </tbody> </table>	優先順	要 請 先	1	今津駐屯地司令である第3偵察戦闘大隊長(以下「第3偵察戦闘大隊長(今津駐屯地司令)」という。)(窓口：第3係)	2	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室	3	大津駐屯地司令である方面混成団長(以下「方面混成団長(大津駐屯地司令)」という。)(窓口：訓練科)	<p>先として、次により要請する。)</p> <table border="1" data-bbox="1115 316 1910 611"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 316 1272 347">優先順</th> <th data-bbox="1272 316 1910 347">要 請 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 347 1272 451">1</td> <td data-bbox="1272 347 1910 451">今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)」という。)(窓口：第3係)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 451 1272 531">2</td> <td data-bbox="1272 451 1910 531">陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 531 1272 611">3</td> <td data-bbox="1272 531 1910 611">大津駐屯地司令である方面混成団長(以下「方面混成団長(大津駐屯地司令)」という。)(窓口：訓練科)</td> </tr> </tbody> </table>	優先順	要 請 先	1	今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)」という。)(窓口：第3係)	2	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室	3	大津駐屯地司令である方面混成団長(以下「方面混成団長(大津駐屯地司令)」という。)(窓口：訓練科)	
優先順	要 請 先																		
1	今津駐屯地司令である第3偵察戦闘大隊長(以下「第3偵察戦闘大隊長(今津駐屯地司令)」という。)(窓口：第3係)																		
2	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室																		
3	大津駐屯地司令である方面混成団長(以下「方面混成団長(大津駐屯地司令)」という。)(窓口：訓練科)																		
優先順	要 請 先																		
1	今津駐屯地司令である第3戦車大隊長(以下「第3戦車大隊長(今津駐屯地司令)」という。)(窓口：第3係)																		
2	陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室																		
3	大津駐屯地司令である方面混成団長(以下「方面混成団長(大津駐屯地司令)」という。)(窓口：訓練科)																		

地域防災計画風水害等対策編新旧対照表

第4部 災害応急対策計画

頁	修正後内容	旧内容	理由等
178	<p><u>第22章 雪害応急対策計画</u></p> <p><u>[総務部総括班・避難対策部避難所班・建設部道路班]</u></p> <p><u>第1 計画方針</u></p> <p><u>積雪に伴う大規模な立往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に各機関が連携を図りながら、乗員保護支援を行う。</u></p> <p><u>第2 計画内容</u></p> <p><u>(1) 防災知識の普及</u></p> <p><u>市は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて周知に努めるものとする。また、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し注意喚起に努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 情報の収集・連絡体制の整備</u></p> <p><u>各道路管理者は滋賀県冬期情報連絡室等を通じて、除雪や通行止めの情報を共有し、相互に接続する道路の除雪等の連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 大規模車両滞留発生時の乗員保護について</u></p> <p><u>道路管理者および近畿地方整備局、近畿運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。</u></p>	(追記)	<p>県計画と整合を図るための修正</p>